

(別 紙) 一般社団法人今治市越智郡柔剣道連盟会員に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、一般社団法人今治市越智郡柔剣道連盟（以下「本連盟」という）の円滑なる運営を目指し、本連盟の会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会基準)

第2条 本連盟に入会できる者は、本連盟の目的に賛同する個人又は団体であつて、次の各号に該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人である者。
 - (2) 県外在住者。
- 2 前項の規定は、定款第6条に規定する入会基準とし、この基準の定めに従い、会長が入会の可否を決定するものとする。

(入会手続)

第3条 本連盟に正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（別記様式第1号）を会長に提出しその承認を得なければならない。ただし、準会員は各地区の柔道会及び剣道会の指導により入会・退会を承認する。

(入会金及び会費)

第4条 正会員の入会金及び会費（年額）は、次のとおりとする。ただし、賛助会員及び準会員は入会金、会費共に徴収しない。

- (1) 入会金 0円
 - (2) 会費 100円
- 2 会費は、入会する事業年度又は退会する事業年度においても、1年間分を負担しなければならない。

(退会届)

第5条 会員が退会しようとするときは、退会届（別記様式第2号）を会長に提出しなければならない。

- 2 納入済みの会費については、如何なる理由によつても返還しない。

(改 正)

第6条 この規則の改正は、理事会の決議をもつて行う。ただし、第2条に規定する入会基準及び第4条に規定する入会金及び会費に関する規定を改正する場合は、理事会の承認を得たうえで総会の決議を経て行うこととする。

(委 任)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前期の登記の日の前日までに本連盟に加入していた会員は、定款第6条に定める入会手続を完了した者とみなす。

別記様式第1号 様式 (第3条関係)

一般社団法人今治市越智郡柔剣道連盟会長殿			
平成 年 月 日			
氏 名 ㊟			
一般社団法人今治市越智郡柔剣道連盟会員入会申込書			
私(弊社)は、貴連盟の(正会員・賛助会員)として入会いたしたく申し込みをいたします。			
入会後は定款及び規則を遵守し会員としての責任を果たすことを誓約いたします。			
(正会員、賛助会員はどちらかを○でかこむ)			
記			
住所(所在地)	〒 ー		
氏名(法人名)			
生年月日	年 月 日	性別	男 女
電話番号			
FAX番号			
メールアドレス			

一般社団法人今治市越智郡柔剣道連盟会長 殿

平成 年 月 日

氏 名 ⑩

一般社団法人今治市越智郡柔剣道連盟会員退会届

私（弊社）は、一身上の都合により貴連盟を退会いたしますのでお届けいたします。

記

1 退会日 平成 年 月 日

2 住 所 〒 —

3 氏 名（法人名）